

# 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の 保全に関する条例の改正について

水・大気環境課  
平成23年10月

## 1 条例の概要

### (1) 条例制定の背景とその目的等

猪苗代湖及び裏磐梯地域の湖沼群は、豊かな自然に恵まれた良好な水環境を有しており、県民はもとより県外から訪れる人々に計り知れない恩恵を与えてきた。

このかけがえのない猪苗代湖及び裏磐梯地域の湖沼群の水環境の悪化を未然に防止し、美しいまま将来の世代へ引き継いでいくことがわたしたちに課せられた使命であることから、県民、事業者及び行政が相互に協力し合い、この地域の水環境を保全していくため、この条例が制定された。

### (2) 条例の構成

第1章 総則(第1条～第6条)

第2章 水環境保全推進計画(第7条)

第3章 工場又は事業場から排出される水の排出の規制等

第1節 特定事業場排水の排出の規制等(第8条 - 第19条)

第2節 湖沼排水指定事業場排水の排出の規制等(第20条・第21条)

第3節 小規模事業場における窒素除去型浄化槽の設置等(第22条・第23条)

第4章 生活排水対策の推進(第24条 - 第27条)

第5章 水環境保全への配慮

第1節 レジャー等における配慮(第28条 - 第33条)

第2節 農林水産業における配慮(第34条 - 第38条)

第6章 水環境保全区域(第39条 - 第42条)

第7章 県が推進する水環境の保全に関する施策(第43条 - 第48条)

第8章 雑則(第49条 - 第53条)

第9章 罰則(第54条 - 第61条)

附則

## 2 改正内容

### (1) 設置が義務付けられる浄化槽型式の見直し

#### ア 条例改正の趣旨

平成15年4月1日に本条例が本格施行された当時、本条例に基づき、特定事業場、湖沼排水指定事業場では窒素及びりん規制がなされたが、小規模事業場については浄化槽にりんを除去する技術が確立されていなかったため、当面窒素の規制のみ先行させることとなった。

条例の制定から10年が経ち、県民共有の財産である猪苗代湖では、CODの上昇や大腸菌群数の環境基準超過に見られるように、自然浄化機能の低下による水質の悪化が顕在化してきている。

猪苗代湖の水質改善策を検討するため、平成21年度に設置された「猪苗代湖水質保全対策検討委員会」からの提言においても、「湖に流入するりんへの対策」が急務であるとの結論を得ており、平成23年3月に改定した猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画では、窒素・りん除去型浄化槽の整備促進を重点的に取り組む施策として位置づけた。

また、条例制定当時、普及段階に至っていなかった同浄化槽について、現在は製造メーカーによる供給体制が整っている。

これらのことから、流域における窒素・りん除去型浄化槽の設置について、条例の改正により制度化を図るものである。

#### イ 条例改正の内容

現行	改正案
第22条第1項他 「窒素を除去することができるし尿浄化槽で規則で定めるもの」の設置	第22条第1項他 「窒素及びりんを除去することができる浄化槽で規則で定めるもの」の設置

### (2) 特定事業場排水の汚染状況測定結果の保存義務の追加について

#### ア 条例改正の趣旨

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成22年法律第31号）平成22年5月10日に公布され、改正水質汚濁防止法では、排出状況の測定結果の未記録、虚偽の記録等に対する罰則が創設されたことから、法律との整合を図るため改正する。

イ 条例に基づく規制措置の見直しの内容

現行	改正案
<p>第19条第1項 特定事業場排水等の汚染状態を測定し、その結果を記録しておく。</p>	<p>第19条第1項 特定事業場排水等の汚染状態を測定し、その結果を記録しておくことに加えて、その結果を保存しておくことを新たに規定する。併せて、当該事項の違反に対して罰則を規定する。</p>

(参考)

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の改正の概要

1 改正の趣旨

近年、地球温暖化を始めとする環境問題の多様化、地方公共団体や企業における経験豊富な公害防止担当者が多数退職しつつあること等を背景として、公害防止対策を取り巻く状況が構造的に変化している。

こうした中、昨今、事業者の公害防止管理体制等に綻びが生じている事例がみられている。具体的には、一部の事業者において、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の排出基準の超過があった場合に、ばい煙や排水の測定結果を改ざんする等の不適正事案が発生している。

このような現状にかんがみ、事業者及び地方公共団体による公害防止対策の効果的な実施を図るため、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する。

2 大気汚染防止法の一部改正の内容

ばい煙の測定結果の改ざん等に対する罰則の創設

改正前	改正後
<p>第16条 ばい煙排出者は、環境省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。</p>	<p>第16条 ばい煙排出者は、環境省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>二十万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>3</p>	<p>第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>三十万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>3 <u>第十六条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者</u></p>

### 3 水質汚濁防止法の一部改正の内容

#### 排水等測定結果の改ざん等に対する罰則の創設

改正前	改正後
<p>第14条 排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を<u>記録しておかなければならない。</u></p> <p>2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排水の汚濁負荷量を測定し、その結果を<u>記録しておかなければならない。</u></p>	<p>第14条 排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を<u>記録し、これを保存しななければならない。</u></p> <p>2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排水の汚濁負荷量を測定し、その結果を<u>記録し、これを保存しななければならない。</u></p>
<p>第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>二十万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>3 第十四条第二項の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者</p>	<p>第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>三十万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>3 <u>第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者</u></p>

4 公布年月日 平成22年5月10日

5 施行期日 平成23年4月1日

(3) 文言の修正

ア 条例改正の趣旨

現行では、建築基準法施行令で掲げている「し尿浄化槽」としていたが、浄化槽法第2条第1項で規定している「浄化槽」とし、県民等に誤解を与えない文言に改める。

イ 条例改正の内容

現行	改正案
第2条第8項他 「し尿浄化槽」	第2条第8項他 「浄化槽」

(参考)

浄化槽法で定める「浄化槽」

平成12年6月公布、平成13年4月施行の浄化槽法の改正により、便所と連結してし尿及び雑排水を処理する施設・設備（いわゆる合併処理浄化槽）が「浄化槽」と定義され（浄化槽法第2条第1項）、し尿のみを処理する浄化槽（いわゆる単独処理浄化槽）は「浄化槽とみなされたもの」と定義された（附則第2条）。

この改正により、浄化槽の定義から単独浄化槽を削除し、単独浄化槽の新設を原則禁止するとともに、附則において既設単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換努力義務を規定した。